

「北海道過労死を考える会」規約

第1条 名称

本会は「北海道過労死を考える会」と称する。

第2条 事務局

本会の事務局は、「働く人びとのいのちと健康をまもる北海道センター」事務所に置く。

第3条 目的

本会は、過労死・過労自死をなくすため、過労死被災者、家族などが過労死問題に関心を寄せる、医師・弁護士などの学識経験者、過労死をなくす取り組みを行っている個人、団体の関係者などととも考えあひ、その発生を防ごうとするものである。

第4条 活動

- (1) 全国の過労死を考える（家族の）会などと連携し、交流と情報交換を行い、過労死防止に向けての必要な活動を行う。
- (2) 会員への情報提供を図るニュースの発行。
- (3) 会員間の交流を深める活動。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

第5条 会員の資格

本会は、過労死被災者の家族、遺族、関係者はもとより、過労死問題を共に考え、関心のある人は誰でも、会員となることができる。

第6条 入会

会員として入会する場合は、入会申込書を事務局あてに提出するものとする。

第7条 会計、会費

本会の会計は会員が支払う年会費と、任意の寄付によって賄う。

- (1) 会費は、1口1,000円とし、会員は毎年、1口以上納入しなければならない。
- (2) 会費の納入は総会時支払うか、あるいは事務局宛の郵便振替をもって行なう。
- (3) 会計年度は、1月から12月までとする。

第8条 退会

会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することが出来る。

第9条 世話人等

本会に次の世話人等をおく。

- ・代表世話人 1名
- ・副代表世話人（事務局） 1名
- ・世話人 若干名
- ・会計 1名
- ・会計監査 1名

第10条 世話人等の任期

世話人等の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 総会等

総会は年1回開催し、活動のまとめと方針、決算・予算、役員改選を行う。総会と総会の間が生じた問題については、世話人等で協議する。ただし、世話人等が過半数の賛成で決めた場合は臨時総会を開くことができる。

付則 この規約は、2012年12月1日より施行する。